

〇〇自治会 個人情報取扱規程

第 1 条 (目的)

この規程は、〇〇自治会(以下「**本会**」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とします。

第 2 条 (責務)

本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「**法**」という。)を遵守し、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

第 3 条 (周知)

本会は、この規程を総会資料または回覧により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知します。

第 4 条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は、〇〇(例:会長)とします。

第 5 条 (取扱者)

本会における個人情報の取扱者は、〇〇(例:役員、要援護者を支援する者など)とします。

第 6 条 (秘密保持義務)

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

第 7 条 (個人情報の取得)

本会は、会長が「〇〇自治会加入届」などを、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得します。要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

第 8 条 (利用目的)

本会が保有する個人情報は、次の目的に沿って利用します。

1. 会費の請求、管理、その他文書の送付
2. 会員名簿の作成および会の区域図の作成
3. 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
4. 災害等の緊急時における支援活動
5. 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり
6. その他、自治会活動に必要な名簿作成など

第 9 条 (管理)

個人情報は、会長または会長が指名する役員が保管し、適正に管理します。不必要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。

第 10 条 (目的外提供)

個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難なとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき
4. 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 11 条 (開示)

会員は、個人情報管理者に対し、自己の個人情報の開示を請求することができます。個人情報管理者は、会員本人からの開示請求に対し、遅滞なく対応します。

第 12 条 (訂正等)

会員は、自己の個人情報の訂正等を求めることができます。個人情報管理者は、訂正等の請求があった場合、速やかに対応します。

第 13 条 (記録)

管理者・取扱者は、個人情報を第三者に提供した場合や、訂正・削除・開示などを実施した場合、その記録を作成し保存します。

第 14 条 (漏洩発生時等の対応)

取扱者は、個人情報の漏洩、滅失、棄損等の事案が発生した場合、管理者に連絡します。管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、再発防止等の対応を行います。

第 15 条 (苦情相談窓口)

本会における苦情相談窓口は、会長または会長が指名した役員とします。

この規程は、自治会の具体的な状況やニーズに応じて調整してください。参考にした例は、自治会の個人情報保護に関する一般的なガイドラインに基づいています